

## 部会に属すべき臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき臨時委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和4年11月30日付

[※任期：令和5年1月31日まで]

人口・社会統計部会

（住宅・土地統計調査関係）

臨時委員 清水 千弘（一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授）

サービス統計・企業部会

（法人土地・建物基本調査関係）

臨時委員 清水 千弘（一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授）